

# 東京医科大学公的研究費取扱規程

平成24年9月3日  
制定

改正 平成25年3月29日東医大発第167号

(目的)

第1条 この規程は、東京医科大学（以下「本学」という。）における公的研究費の取扱いに関して、適正に運営及び管理を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において公的研究費とは、次の各号に定めるものとする。

(1) 公的機関から交付される競争的資金等の研究費

(2) 公的機関から委託される受託研究費

(3) 私立大学等経常費補助金のうち、特定の研究資金

2 民間からの研究資金で、資金配分元に特段の定めが無い場合は、本規程を準用することができる。

(経理の委任)

第3条 公的研究費の交付を受けた研究代表者及び研究分担者は研究費の経理を学長に委任するものとする。

2 公的研究費の管理は研究支援部研究支援課が行うものとする。

(事務の取扱い)

第4条 公的研究費に係る契約事務、旅費事務、給与事務等に関する取扱いは、資金配分機関の定めるもののほか、本学の関係規程及び別に定める公的研究費ハンドブックによるものとする。

(公的研究費の受入と管理)

第5条 公的研究費の受入及び管理は、研究費の種類毎に管理口座を設ける又は大学の預金口座で研究費を区分することにより行うこととする。

2 第3条第1項により委任された公的研究費の管理口座は、学長の名義により開設するものとする。

(設備・備品等の寄附)

第6条 研究代表者及び研究分担者は、公的研究費により購入した設備・備品又は図書を所属機関に寄附を行うことと定められているものは、取得後直ちに寄附手続を行うものとする。

(帳簿等の保存)

第7条 公的研究費の支出を完了したときは、支出に関わる収支簿等の関係書類及びその他の関係書類を保存するものとする。

2 前項による帳簿等の保存期間は、資金配分元に特段の定めがある場合を除き、当該研究費交付年度の翌年度から5年間とする。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成24年9月3日から施行し、平成24年4月1日から適用する。ただし、施行以前の取扱部署については、従前の例による。

2 この規程の施行に伴い、昭和54年1月13日実施の「文部科学省科学研究費補助金事務取扱要領」及び平成16年4月1日施行の「厚生労働科学研究費補助金事務取扱要領」は廃止する。

附 則（平成25年3月29日東医大発第167号）

この規程は、平成25年3月14日から施行し、平成24年4月1日から適用する。（第7条第2項の改正）